

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】平成20年12月4日(2008.12.4)

【公表番号】特表2008-518204(P2008-518204A)

【公表日】平成20年5月29日(2008.5.29)

【年通号数】公開・登録公報2008-021

【出願番号】特願2007-537960(P2007-537960)

【国際特許分類】

G 01 N 27/28 (2006.01)

【F I】

G 01 N 27/28 R

【手続補正書】

【提出日】平成20年10月16日(2008.10.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

流体の分析物質の濃度を測定し得るようにされたセンサ - 分与装置において、端部キヤップと、使い捨て型カートリッジと、密封機構とを有するカートリッジ組立体であって、前記使い捨て型カートリッジは、外側カートリッジと、内側カートリッジとを備え、前記内側カートリッジは、その内部に積層体にて配置された複数のセンサを保持し、前記外側カートリッジは、前記内側カートリッジが動く間、前記センサの少なくとも1つをその位置に保持する保持機構を有し、前記密封機構は、実質的に湿気不浸透性であるシールを形成し、前記内側カートリッジ内のセンサを雰囲気の湿気から保護し得るようにされた、前記カートリッジ組立体と、

センサを把持し且つ、前記センサを前記外側カートリッジの開口部を通して前記積層体から分与した位置まで引っ張り得るようにされた把持機構とを備え、

前記外側カートリッジは、センサ及び前記把持機構が貫通して通るのを許容するのに十分な寸法の開口部を形成する、センサ - 分与装置。

【請求項2】

請求項1に記載のセンサ - 分与装置において、前記把持機構は、第一の位置と第二の位置との間を往復状態に摺動可能である、センサ - 分与装置。

【請求項3】

請求項2に記載のセンサ - 分与装置において、前記把持機構が前記第一の位置から前記第二の位置まで動くことによって、前記把持機構は、その少なくとも一部分を密封面と前記密封機構との間に挿入して前記シールを破断し、次に、センサを前記センサと接触する位置に押すのを許容するのに十分な程度、移動するようにし、また、前記把持機構が前記第二の位置から前記第一の位置まで移動することにより、前記センサを前記開口部を通して引っ張るようにした、センサ - 分与装置。

【請求項4】

請求項3に記載のセンサ - 分与装置において、前記把持機構は、前記第一の位置から前記第二の位置まで移動するとき、前記密封機構と、前記積層体中の最上方センサとの双方と接触する、センサ - 分与装置。

【請求項5】

請求項4に記載のセンサ - 分与装置において、前記把持機構は、ユーザによって手操作

にて前記第一の位置と、前記第二の位置との間に押すことができるようになされた、センサ - 分与装置。

【請求項 6】

請求項 1 に記載のセンサ - 分与装置において、前記密封機構は、前記端部キャップに取り付けられる、センサ - 分与装置。

【請求項 7】

請求項 6 に記載のセンサ - 分与装置において、前記密封機構は、密封ドアと、連結機構とを有し、該連結機構は、前記密封ドアが動くのを容易にするのを助ける、センサ - 分与装置。

【請求項 8】

請求項 1 に記載のセンサ - 分与装置において、前記開口部の寸法は、同時に 1 つのセンサのみを貫通して引っ張ることを許容する、センサ - 分与装置。

【請求項 9】

請求項 1 に記載のセンサ - 分与装置において、前記保持機構は、前記内側カートリッジが前記把持機構によって前記外側カートリッジに対して動く間、最上方センサをその位置に保持する、センサ - 分与装置。

【請求項 10】

請求項 1 に記載のセンサ - 分与装置において、前記把持機構は、前記センサを前記センサ - 分与装置の電子機器に連結する電気接点を保持する、センサ - 分与装置。